

ID: 768

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	道路予定区域における原状回復に代る措置の指示(第40条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【根拠条文】 (原状回復) 第40条 道路占用者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、占用物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。 2 道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。 (道路予定区域) 第91条 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第4条、第3章第3節、第43条、第44条、第44条の2、第47条の11、第48条、第71条、第72条、第72条の2(第2項を除く。)、第73条、第75条、第87条及び次条から第95条までの規定を準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日